

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(調整額期間)	(調整額期間)
第8条の2 2 3 第1項の規定による調整額期間のうちに、法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、法第28条の規定による休職、法第29条の規定による停職、法第55条の2第1項ただし書の規定による理由、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間がある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下これらを「休職月等」という。）がある場合は、規則の定めるところにより調整額期間から除くものとする。	第8条の2 2 3 第1項の規定による調整額期間のうちに、法第28条の規定による休職、法第29条の規定による停職、法第55条の2第1項ただし書の規定による理由、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業、その他現実に職務に従事することを要しない期間がある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）がある場合は、規則の定めるところにより調整額期間から除くものとする。
(勤続期間の計算)	(勤続期間の計算)
第10条 2 3 前2項の規定による在職期間のうちに休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間についてはその月数の3分の1に相当する月数とし、配偶者同行休業をした期間又は法第55条の2第1項ただし書の規定による理由若しくはこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間	第10条 2 3 前2項の規定による在職期間のうちに、法第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる理由により職務に従事することを要しない期間が1月以上であったときは、当該月数の2分の1に相当する月数（育児休業

についてはその月数とする。)を前2項の規定により計算した在職期間から除くものとする。ただし、法第28条第2項第2号の定めに該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間については、この限りでない。

4～8

……略……

をした期間については、当該月数の3分の1に相当する月数)を前2項の規定により計算した在職期間から除くものとする。

4～8

……略……

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。